平成２３年（フ）第３０１６号
横浜市中区南仲通３丁目35番地横浜エクセレントⅢ５Ｆ
債務者　株式会社トウインクス
代表者清算人　山田芙躬与
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　和紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月28日午後２時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７２号
山梨県富士吉田市上吉田998番地
債務者　有限会社市民印刷
代表者代表取締役　篠原　憲男
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　謙一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月29日午後２時
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第２１９８号
名古屋市中村区名駅南１丁目16番28号
債務者　クリエート企画株式会社
代表者代表取締役　明慶　樹典
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　貞行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月１日午前11時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６６３９号
東京都中央区銀座１丁目23番２号
債務者　株式会社丹水社
代表者代表取締役　丹野　孔治
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊達　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０８号
埼玉県北葛飾郡杉戸町木野川151番地30
債務者　株式会社イワタ創建
代表者代表取締役　増田　岩雄
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金井　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月９日午前10時
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１６５１７号
神奈川県横浜市港北区新横浜２丁目２番地８
債務者　リライアブルホームズ株式会社
代表者代表取締役　田川　　諭
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　幸子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９７０号
大阪市中央区心斎橋筋２丁目７番18号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区京橋１丁目１番５号
債務者　Ｕ．Ｆ．Ｏ．株式会社
代表者代表取締役　谷　　絹子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　　宏
4　財産状況報告集会の期日　平成24年２月28日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９７１号
大阪市福島区福島７丁目20番18―4903号、住民票上の住所東京都港区虎ノ門４丁目１番34―202号
債務者　谷　　絹子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　　宏
4　財産状況報告集会の期日　平成24年２月28日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９７２号
大阪市福島区福島７丁目20番18―4903号、住民票上の住所東京都港区虎ノ門４丁目１番34―202号
債務者　谷　　誠
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　　宏
4　財産状況報告集会の期日　平成24年２月28日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第４６号
福島県相馬市粟津字庭タリ前36番地の18
債務者　菅井　友子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米村　俊彦
4　破産債権の届出期間　平成24年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第３８２号
徳島県板野郡藍住町矢上字江ノ口78番地３
債務者　吉田　泰仁
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹原　大輔
4　破産債権の届出期間　平成24年１月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月22日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９８２号
兵庫県西宮市大谷町７番９―405号
債務者　杉本　満博
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立友季世
4　破産債権の届出期間　平成24年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７８６号
兵庫県芦屋市高浜町２番３―643号、前住所岡山県赤磐市桜が丘東２丁目２番地458
債務者　前川　卓三
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　靖子
4　破産債権の届出期間　平成24年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３３０号
青森市大字久栗坂字浜田1037番地２　めぐみの家２―１
債務者　吉田　勇夫
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　礒　裕一郎
4　破産債権の届出期間　平成24年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０７号
青森市長島４丁目17番13号
債務者　田表　　壮
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　玲
4　破産債権の届出期間　平成24年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月15日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６４８号
名古屋市北区大曽根１丁目12番23号　イトーピア第３大曽根マンション104号
債務者　水谷由美子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　千尋
4　破産債権の届出期間　平成24年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月29日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部